

## 薬局に関連する国や県の新型コロナウイルス感染症対策事業

## 1 薬局における新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業

- ・新型コロナウイルスの薬局内での感染拡大防止を防ぐための取組を行う薬局に対し、令和2年4月1日から令和3年3月末日までに実施した感染拡大防止等に要する費用補助を行った。
- ・補助額 最大70万円
- ・対象経費の例  
消毒剤、オンライン服薬指導機器、空気清浄機、アクリルパーティション 等
- ・令和3年度は国直接の感染拡大防止に関する支援事業が行われている
  - ・令和3年4月1日から令和3年9月30日分 最大20万円
  - ・令和3年10月1日から令和3年12月31日分 最大6万円

## 2 薬剤師派遣体制の確保及び休業薬局再会・継続支援事業

- ・新型コロナウイルス感染等で調剤・服薬指導等を行う事ができなくなった薬剤師が勤務する医療機関・薬局等（派遣先）に、代わりに薬剤師を派遣する医療機関・薬局（派遣元）に対して支援を行う体制を整備した。
- ・薬剤師従事者数が少ない地域において、新型コロナウイルス感染による薬剤師不在のため休業する薬局に対し、継続再開に必要な経費を補助する体制を整備した。
- ・令和2年度から実施しているが、補助の実績無し。

## 3 電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱い通知の発出（国）

- ・新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、令和2年4月10日付けで電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについて通知した（「0410通知」という）。

## 4 薬局における薬剤交付支援事業

- ・0410通知等に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の配送料等が補助されている。
- ・事業実施者 都道府県薬剤師会
- ・事業開始日 令和2年4月30日
- ・補助額

コロナ患者の処方箋	薬剤の配送に要した費用の全額
上記の他、電話等による服薬指導等を希望する患者の処方箋	薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額

## 5 新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の国内承認後に、安定供給が可能となるまでは厚生労働省から特定の薬局に配分することとされたため、地域において対応できる薬局を県薬剤師会と連携の上あらかじめリスト化し、治療薬を適切に提供する体制を構築している。

